

## 高齢者施策の方針へのご意見募集

高齢者施策の方針などを定めた「佐世保市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画」を新たに作成するに当たり、同計画の素案に対する皆さんのご意見をお寄せください。

### 素案の閲覧・意見用紙の設置場所

長寿社会課、行政資料閲覧コーナー（市役所6階）、各支所・行政センター、各地域包括支援センター ※市ホームページにも掲載しています。

### 応募方法

意見用紙に住所、氏名、年齢、意見を記入し、素案の閲覧窓口に提出するか、次のいずれかで長寿社会課に送付

郵送 〒857-8585(住所不要)  
ファクス 25-9670  
Eメール chojyu@city.sasebo.lg.jp

### 受付期間

2月1日(水)～17日(金)

☎長寿社会課 ☎24-1111

## 障がい者施策の方針へのご意見募集

障がい者施策の方針などを定めた「障がい者プラン及び障がい福祉計画」を新たに作成するに当たり、同計画の素案に対する皆さんのご意見をお寄せください。

### 素案の閲覧・意見用紙の設置場所

障がい福祉課、行政資料閲覧コーナー（市役所6階）、各支所・行政センター、各地域包括支援センター ※市ホームページにも掲載しています。

### 応募方法

意見用紙に住所、氏名、年齢、意見を記入し、素案の閲覧窓口に提出するか、次のいずれかで障がい福祉課に送付

郵送 〒857-8585(住所不要)  
ファクス 25-2281  
Eメール syogai@city.sasebo.lg.jp

### 受付期間

2月1日(水)～17日(金)

☎障がい福祉課 ☎24-1111

## 12月定例会市議会で可決された主な議案

12月定例会市議会が11月25日(金)～12月14日(水)に開催され、7億3904万円を減額する一般会計補正予算など、29議案が可決・承認されました。その中から主な議案をお知らせします(市政の重要事項の報告は本紙1月号に掲載しています)。

### 補正予算

一般会計では、国や県の補助決定に伴う福井洞窟整備・発掘事業費や市単独の経済雇用対策事業費を追加する一方、給与改定に伴う職員の人件費、子ども手当制度の見直しに伴う不用額を減額した結果、7億3904万円を減額計上し、特別会計・企業会計を合わせて総額6億3944万円の補正予算を減額計上しました。

### ●補正予算の主な内容

#### 一般会計

職員の給与改定に伴う人件費等 △3億9689万円  
子ども手当制度の見直し △5億2867万円  
経済雇用対策事業 3393万円  
8月の豪雨等に係る災害復旧費 3230万円

#### 特別会計

工業団地整備事業の前倒し実施や、ことし4月1日からの競輪開催業務の包括委託に係る債務負担行為の設定など

### 企業会計

交通事業における軽油費の増額と給与費等の減額

### ●12月補正後の予算額

会計	補正額	補正後の予算額
一般	△7億3904万円	1149億2896万円
特別	9960万円	711億2276万円
企業	0万円	350億9022万円

☎財政課 ☎24-1111

### 佐世保市奨学基金条例の一部改正の件

篤志家からの寄附金2000万円により、高校生、大学生などに対する奨学金の貸し付けを行う新たな奨学基金を設置するもの。

☎教育委員会総務課 ☎24-1111

### 佐世保市企業立地促進条例の一部改正の件

本市への企業立地の促進を図るため、ことし3月31日までとなっている条例の有効期限を5年間延長するもの。併せて奨励金の上限額を、土地取得奨励金は3億円から6億円に、雇用奨励金は5000万円から1億円に引き上げるとともに、8ヘクタールを超える本県や本市などが分譲する土地の取得に対する助成率を引き上げるもの。

☎企業立地・観光物産振興局 ☎24-1111

## 7月から外国人住民の登録制度を変更

住民基本台帳法などの改正により、7月から外国人住民も日本人住民と同じように住民票に記載されます。

### 住民票作成の対象となる外国人住民とは

適法に3カ月を超えて在留する外国人で、日本国内に住所があり、次の①～④のいずれかに該当する人(短期滞在者を除く)

- ① 中長期在留者(在留カードの交付対象となります)
- ② 特別永住者(特別永住者証明書の交付対象となります)
- ③ 一時庇護許可者または仮滞在許可者
- ④ 出生による経過滞り者または国籍喪失による経過滞り者

### 「仮住民票」の送付

現在の外国人登録原票の記載を基に「仮住民票」を作成し、5月ごろに本人に送付しますのでご確認を。

### 主な変更内容

- 住民基本台帳法の適用対象に加わります  
日本人と外国人とで構成される世帯でも、世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できます。
- 入管法が改正され、外国人住民の利便性が増します  
これまで是在留期間の更新などを入国管理局で手続きし、その後居住地の市町村で届け出を行う義務が

ありましたが、入管法の改正に伴い、市町村への届け出が不要になりました

- 外国人登録証明書がなくなります  
外国人登録証明書は順次、「在留カード」か「特別永住者証明書」に変わります(一定の期間は外国人登録証明書を「在留カード」か「特別永住者証明書」とみなすことができます)。
- 転出届が必要になります  
住民基本台帳法の改正後は住民票がある市町村に転出届を提出し、新たな居住地の市町村で転入届を提出する必要があります。出国の際も同様に、国外転出届を提出する必要があります。

※詳しくは、法務省、総務省のホームページで確認を。  
法務省 <http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>

総務省 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

☎外国人在留総合インフォメーションセンター  
☎0570-013904(平日8時30分～17時15分)  
(IP電話、PHS、海外からは☎03-5796-7112)

## 離職して就職活動をする人に住宅手当を支給

国の離職者緊急特別措置事業により、離職者で就労能力と就労意欲がある人のうち、住宅を喪失したか喪失する恐れのある人に住宅手当を支給しています。

### 支給限度額(月額)

単身世帯⇒2万9000円、複数世帯⇒3万7600円

### 支給期間

最長6カ月間(条件によっては3カ月間の延長もあり)

### 支給対象

次のすべてに該当する人

- ① 平成19年10月1日以降に離職した人
- ② 離職前に主たる生計維持者であった人(離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている人も含む)
- ③ 就労能力と常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職申し込みを行う人
- ④ 住宅を喪失したか喪失する恐れのある人 ※申請者や申請者と生計を同じくする同居の親族のい

れもが、当該申請者が居住可能な住宅を所有していないこと

- ⑤ 申請日の属する月における申請者および申請者と生計を同じくする同居の親族の収入の合計額が、次に定める収入基準額であること
  - 単身世帯⇒8万4000円に家賃額を加算した額未滿(家賃の限度額は2万9000円)
  - 2人世帯⇒17万2000円以内
  - 3人以上世帯⇒17万2000円に家賃額を加算した額未滿(家賃の限度額は3万7600円)
- ⑥ 生計を同じくする同居の親族の預貯金の合計が、単身世帯⇒50万円、複数世帯⇒100万円以下の人
- ⑦ 国や地方自治体が実施する住宅喪失離職者支援のための貸し付けや給付を受けていない人
- ⑧ 申請者や申請者と生計を同じくする同居の親族のいずれもが、暴力団員でないこと

☎生活福祉課 ☎24-1111

## 市県民税・国民健康保険税の申告は3月15日まで！

毎年、最終日近くなると申告に訪れる人が集中し、窓口が混雑します。早めに申告を済ませましょう。

### 申告書の提出先

市が送付した申告書⇒佐世保市へ  
 税務署が送付した確定申告書⇒税務署へ ※ただし、収入が給与・年金だけの人は、市役所13階で受け付けます。

### 申告相談・受付日の日程表

受付日	受付場所 市役所13階・大会議室 受付時間：9時～11時30分、13時～16時	受付場所 支所、行政センターなど 受付時間 9時～11時30分、13時～15時30分	
	指定町名		
2月 6日㊤		江迎行政センター	
2月 7日㊤		受付時間 9時30分～11時30分、13時～16時	
2月 8日㊤	大黒、東山、大宮	小佐々行政センター	
2月 9日㊤	折橋、春日、中通、高砂、木場田、比良、長尾、上、元、泉		
2月10日㊤	天神、天神1～5丁目		
2月13日㊤	藤原、稲荷、若葉、平瀬、立神	江上地区公民館、針尾地区公民館	
2月14日㊤	白木、須佐、高梨、勝富、松川、戸尾	黒島地区公民館、高島町公民館 受付時間 10時～12時、13時～16時	
2月15日㊤	京坪、宮崎、下京、上京、山県、塩浜、万津、島地、光月、高天、金比良、御船、神島、小島	宮地区公民館	宇久行政センター 9時～11時30分、13時～16時 ※17日は11時30分まで。
2月16日㊤	宮田、俵、梅田、保立、石坂、清水、福田、万徳、天満	中里皆瀬地区公民館	
2月17日㊤	白南風、三浦、須田尾、峰坂	柚木地区公民館	
2月20日㊤	赤崎、庵浦、野崎、俵ヶ浦、下船越、船越		
2月21日㊤	山祇、山手、田代、烏帽子、松山	鹿町地区生涯学習センター 受付時間 9時30分～11時30分、13時～16時	
2月22日㊤	浜田、相生、谷郷、東大久保、西大久保、園田、矢岳、今福		
2月23日㊤	東浜、十郎新、干尽、前畑、崎辺、潮見、福石、新港	吉井地区公民館体育室	
2月24日㊤	桜木、赤木、横尾		
2月27日㊤	祇園、本島、島瀬、栄、常盤、湊、松浦、宮地、熊野、花園、名切、八幡、城山	三川内うつわ歴史館、広田地区公民館	
2月28日㊤	木風、小佐世保	世知原行政センター	
2月29日㊤	鶴渡越、小野(本庁管内)、長坂、鹿子前		
3月 1日㊤	※申告日に申告できない人は、2月8日㊤～3月15日㊤の平日9時～11時30分、13時～16時に市役所13階で申告できます。	東部住民センター	
3月 2日㊤			
3月 5日㊤		大野地区公民館	
3月 6日㊤		相浦公会堂	
3月 7日㊤			
3月 8日㊤		日宇地区公民館	
3月 9日㊤			

市県民税⇒市民税課 ☎24-1111、国民健康保険税⇒保険料課 ☎24-1111、確定申告⇒佐世保税務署 ☎22-2161

## 住み慣れたまちで安心して暮らせる地域福祉の推進

### 地域みんなで協力し合ってまちづくりを進める時代

近年、少子高齢化や核家族化の影響もあり、家庭や地域で人と人とのつながりが希薄化し、地域社会を取り巻く環境は大きく変わってきています。このような状況では、行政だけでなく事業者や市民団体、地域住民の皆さんが協力し合い、安心して暮らせる地域づくりを進める「地域福祉」の推進が重要であると言えます。

### 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定と推進

本市と佐世保市社会福祉協議会では、地域福祉を推進し、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを目指すため、平成21年3月に「佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画」を策定しました。これを効果的に実行していくため、翌年6月に「佐世保市地域福祉計画推進委員会」を設置しました。市内のさまざまな分野で活躍する市民団体の代表者、学識経験者、公募で選ばれた市民などが委員を務め、委員会や専門部会などを開催し、協議を行っています。

### 地域福祉計画推進委員会から答申書の提出

昨年10月、佐世保市地域福祉計画推進委員会の西 司委員長から本市に、23年度の答申書が提出されました。地域福祉の推進に向けた36項目の取り組みについて、のべ101項目の提言がありました。

### 【提言の主な内容】

- 「福祉サポーター」モデル地区の設置・実施  
地域内の困りごとを発見し、担当する民生委員・児童委員に伝える身近な相談相手として「福祉サポーター」を設置し、モデル地区(西天神町公民館一区)で実施する。
- 公民館や空き店舗などの利用  
地域の公民館や空き店舗を利用して交流の場所にするため、先進地の視察や実施場所の調査を行う。  
今後も本市と社会福祉協議会では、提言を受けた内容に着実に取り組み、より良い地域づくりを進めていきます。地域の皆さんのご協力をお願いします。

保健福祉政策課 ☎24-1111



### 健康づくり課から インフルエンザ感染予防の話



日ごろからインフルエンザに感染しないように心掛けていますか？ インフルエンザは、患者の咳やくしゃみのしぶきを直接吸い込むことで感染します。咳やくしゃみをしたときに手にウイルスが付着し、その手であちこち触ると、そこを触った人に感染することもあります。インフルエンザは春先まで流行しますので、まだまだ注意が必要です。ここでは、手軽にできるインフルエンザの予防法を紹介します。

#### ①手洗い・うがいを習慣にしましょう

外出から帰宅したときや咳やくしゃみをしたときは、手洗い・うがいをしてウイルスを除去しましょう。

#### ②マスクの着用を心掛けましょう

不織布製マスクはウイルスの侵入を抑制する効果が期待できます。外出時や人混みの中にいるときはマスクを着用しましょう。

#### ③「咳エチケット」を徹底しましょう

「咳エチケット」とは、咳やくしゃみが出るとき

は周囲にいる人と距離を置く(2m以上)、顔をそむける、ハンカチなどで口を覆うなど、ウイルスを広げないように心掛ける行為のことです。感染を拡大させないために「咳エチケット」を徹底しましょう。

#### ④室内では適度な湿度を保ちましょう

空気の乾燥は呼吸器の粘膜の防御力を弱めます。適度な湿度(50%前後)はウイルスの活動を抑制すると言われていいますので、加湿器やぬらしたタオルを置くなどして部屋の湿度を保ちましょう。  
※感染したら早めに医療機関を受診しましょう。

健康づくり課 ☎24-1111